様式第１号（第５条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

延岡市長　様

団体名

代表者氏名

住所

電話番号

延岡市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要領第５条の規定に基づき、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、交付条件に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

１　捕獲場所

延岡市

２　申請枚数

　　　　　　　　　　　　枚 　 【内訳】　オス 　　　 頭　　メス　　 　 頭

３　飼い主のいない猫の状況や頭数等

ＴＮＲ開始月：　　　　　　　年　　　月

ＴＮＲ開始時の猫の総数　：　　　　　頭　（前年度からの継続の場合は前年度末の総数）

ＴＮＲ開始時の手術済頭数：　　　　　頭　（前年度からの継続の場合は前年度末の頭数）

前回からの増加頭数　　　：　　　　　頭　（他地区からの流入・出産等）

前回からの減少頭数　　　：　　　　　頭　（他地区への移動、保護・譲渡、死亡等）

４　餌をやる人の情報

　　餌をやる人が（　いる　／　いない　）　※いる場合　年代：　　０代　(例：５０代)

５　添付書類

・誓約書（別紙１）

・団体員の氏名・住所・連絡先等

・その他市長が必要と認めるもの

別紙１

　　年　　月　　日

**誓　約　書**

延岡市長　様

団　体　名

代表者氏名

住　　　所

電 話番 号

延岡市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)の申請にあたり、次の事項について誓約します。

１　公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこＴＮＲ事業　協働登録申請書　改訂版」の同意事項（以下、「同意事項」という。）及び「延岡市さくらねこ無料不妊手術 チケット（行政枠）利用取扱要領」を順守します。

２　団体は本市に住所を有する者で構成される3人以上の団体であり、日常的に地域猫活動を行うことができるものとする。

３　市内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないよう地域住民に周知を図り、飼い主のいない猫と判断できたものだけを保護します。

４　「同意事項」２により、チケット及びチケットの使用権の譲渡、転売、第三者への再々配分等は行いません。また、「同意事項」４により、チケットの利用を条件にした手術費用や寄付の請求、ＴＮＲの代行費用（捕獲費、運搬費など）の請求及びこれらに準じた行為は一切行いません。

５　希望通りの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。

６　不妊手術の際には猫の耳先をＶ字カットすることに同意します。また、耳先にＶ字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて地域住民に説明し、その猫がその地域で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。

７　不妊手術終了後は、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書に活動状況写真及び実施地区内の飼い主のいない猫の状況や頭数等の市長が指示する必要書類を添えて提出し、利用しなかったチケットは返却します。

８　チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。当事者間で問題解決を図り、また、チケットの利用に関連して生じた事故又は係争等について、市長は責任を負わないことを了承します。また、チケットの交付によって、猫の不妊手術ができることを市長が保証するものではないことを了承します。

９　不妊手術終了後も、地域住民や活動団体と連携して、地域猫として適正に管理します。

餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけ与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけます。

猫のトイレを設置し、フンの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持します。

10　運営するホームページやＳＮＳ等に、公益財団法人どうぶつ基金の行政枠さくらねこＴＮＲ事業について「同意事項」６の定型文およびハイパーリンクを掲載します。

11　以上のことが守られず、利用方法が著しく不適当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てません。